

たしかめた？

## 富山県最低賃金

時間額 **1,119円**

発効日 令和8年10月1日

だよ



たしかめたん

富山県で働くすべての労働者に適用されます。

(パート・アルバイトなど雇用形態を問いません。) (労働条件確保のための厚生労働省公式キャラクターです。)

### ☆賃金引上げの助成金☆

厚生労働省

富山労働局

#### 【業務改善助成金】令和8年度申請は9月30日まで(必着)

富山労働局では、中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、生産性向上の設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440

○申請先

富山労働局 雇用環境・均等室 ☎ 076-432-2728

詳しくは  
こちらから！



#### 【富山県賃上げサポート補助金】

富山県は業務改善助成金の上乗せ補助制度を設けています。

○問い合わせ・申請先

富山県 商工労働部 多様な人材活躍推進室労働政策課

☎ 076-444-3256



#### 【その他の助成金】

富山労働局では、その他、非正規雇用労働者の処遇改善、人材開発や人材確保に関する助成金により、賃金引上げに向けた取組みを支援しています。

○助成金の内容・問い合わせ先 (URL 又は QR コードからご確認ください。)

[https://jsite.mhlw.go.jp/toyamaroudoukyoku/news\\_topics/oshirase/\\_120032/chinagepackage.html](https://jsite.mhlw.go.jp/toyamaroudoukyoku/news_topics/oshirase/_120032/chinagepackage.html)



最低賃金に関するお問い合わせは、富山労働局賃金室 (☎ 076-432-2735) 又は県内の労働基準監督署へ

(R08.09)